

敦賀市告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この届出にかかる町の区域の変更は、平成21年1月7日からその効力を生ずるものとする。

平成21年 1 月 7 日

敦賀市長 河 瀬 一 治

次の区域の地先の公有水面埋立地41,749.93平方メートルを金ヶ崎町に編入する。

大字(町)	字	地番
金ヶ崎町		22番2 40番 41番
泉	167号絹掛	1番1 1番3 1番10 1番11
	173号カブト岩	1番4

次の区域の地先の公有水面埋立地13,894.60平方メートルを金ヶ崎町へ編入する。

大字(町)	字	地番
金ヶ崎町		22番2
泉	173号カブト岩	1番4